

特別養護老人ホームはるか 運営規程

(介護老人福祉施設)

社会福祉法人 虹のまち福祉会

この運営規程において、社会福祉法人虹のまち福祉会が設置運営する特別養護老人ホームはるか（以下、「事業所」という。）が行う介護老人福祉施設事業の適切な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定める。

(事業所の目的)

第1条 要介護者に対し、適正なユニット型介護老人福祉施設サービス（以下、「施設サービス」という。）を提供することにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的とする。

(対象者及び入居判定)

第2条 施設サービスは、要介護状態と認定された者を対象とする。事業所は、利用申込者が認定を受けていない場合には、速やかに当該申請が行われるよう援助する。

2 事業所は、入居判定において、申込者のうち、要介護3から要介護5までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の者の特例的な施設への入居（以下、「特例入所」という。）が認められる者から入居者を選定する。【平成26老高発1212第1】

3 事業所は、特例入所の要件に該当することの判定に際しては以下の事情を考慮するとともに、申込者の介護保険の保険者である市町村との間で情報の共有等を行うものとする。

(1) 認知症であり、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。【認知症】

(2) 知的・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。【知的・精神障害等】

(3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心確保が困難である。【虐待等】

(4) 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、且つ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。【単身世帯等】

(事業所の運営方針)

第3条 事業所は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、その処遇に関する計画（以下、「施設サービス計画」という。）に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮する。

2 事業所は、「施設サービス計画」に基づき、居宅における生活への復帰を念頭において、その可能性を定期的に検討するものとする。

3 事業所は、入居者が各ユニットにおいて相互に社会的関係を築き、自ら考え決定し、希望をもって生活できるよう援助するものとする。（自律的な日常生活）

4 事業所は、運営について、新潟県暴力団排除条例に規定する基本理念にのっとり暴力団又は暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除するものとする。

5 事業所は、情報の共有と入居者参加の評価活動をすすめ、専門性の高い「チーム介護」の実現をめざすものとする。

6 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市区町村、老人の福祉増進を目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携し、「施設サービス」を適切かつ有効に提供するよう努めるものとする。そして、「介護の中にくらしがあるのではなく、くらしの中に介護がある」ことを意識し、医療福祉生協が提唱する「明るいまちづくり運動」につなげる。

(事業所の名称)

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 特別養護老人ホーム はるか
- (2) 事業所の所在地 新潟県長岡市花園南2丁目337番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員（以下、「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者） 1人（常勤者）
職員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、職員に厚生労働省令等で定められている運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1人以上（嘱託）
入居者の健康管理、療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1人以上（常勤者）
入居者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。
- (4) 看護職員 3人以上（常勤換算：うち1人以上は常勤者）
医師の診療補助及び医師の指示による入居者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。
- (5) 介護職員 32人以上（常勤換算：うち1人以上は常勤者）
入居者の介護、自立的な日常生活を営むために支援等の業務を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1人以上（非常勤）
入居者の心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (7) 栄養士 1人以上（非常勤）
入居者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行う。
- (8) 介護支援専門員 1人以上（常勤者、事業所の他の職務と兼務）
入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を分析し、適切な施設サービスが提供されるよう「施設サービス計画」の作成、計画の実施状況の把握及び評価を行うとともに、必要に応じて計画の変更を行う。

2 前項に定める者のほか、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

(入居者の定員)

第6条 事業所の入居者の定員を96人とする。

2 居室は、全室個室とし、定員を1人とする。

(ユニット数とその定員)

第7条 ユニットの数は10ユニットとし、1ユニットにおける定員は、下表のとおりとする。

(1階)長期入居：呼称	定員	(2階)長期入居：呼称	定員	(3階)長期入居：呼称	定員
ユニットA：10丁目	8人	ユニットC：2丁目	10人	ユニットG：6丁目	10人
ユニットB：9丁目	8人	ユニットF：3丁目	10人	ユニットJ：7丁目	10人
		ユニットD：1丁目	10人	ユニットH：5丁目	10人
		ユニットE：4丁目	10人	ユニットI：8丁目	10人

(施設サービス内容とその取扱方針)

- 第8条** 施設サービスの内容は、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の提供、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話（褥瘡発生の予防を含む）等の提供とし、サービスの提供に当たっては、次の点に留意するものとする。
- (1) 施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、「施設サービス計画」に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行い、入居者の日常生活を支援する。
 - (2) 施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。併せて、入居者が相互に社会的関係を築くことを支援するという点で、互いに「頼り頼られる」といった精神的な面での役割が生まれることを支援することにも留意する。
 - (3) 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。
 - (4) 施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら適切に行う。
 - (5) 施設サービスの提供にあたって、職員は、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - (6) 施設サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。なお、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、第15条（身体拘束）による。
 - (7) 施設サービスは、「施設サービス計画」に基づき、居宅における生活への復帰を念頭におき、その可能性に配慮して行う。
 - (8) 職員体制については、昼間は、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置する。夜間及び深夜は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を、夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。又、常時、介護に従事する職員のうち1人以上は常勤職員とする。併せて、法定のユニットリーダーもしくはそれに代わる責任者を配置する。
 - (9) 施設サービスは、入居者の栄養状態の維持・改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。
 - (10) 施設サービスは、入居者の口腔の健康保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生管理を計画的に行う。

(利用料その他の費用の額)

- 第9条** 施設サービスの利用料（入居者が入院し、又は外泊したときの費用を含む）は、厚生労働大臣が定めた告示上の算定基準の額とし、事業所が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、法に定める利用者負担割合による額を利用料とする。
- 2 事業所は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払を受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用
1日当たり：1,780円（非課税）但し、朝食500円、昼食660円、夕食620円とし、1食単位で費用の支払いを受ける。
 - (2) 居住に要する費用（室料及び光熱水費相当）
1日につき：3,200円（非課税）但し、持込み電気製品の電気料を含む。なお、利用者が入院し、又は外泊したときの居住費算定要領は次ぎによる。
 - ① 入院・外泊期間中において、居室が当該利用者のために確保されている場合は、引き続き費用の支払いを受ける。
 - ② なお、①にかかる補足給付（特定入所者介護サービス費）の取扱いは、本条第1項に定める入院・外泊時加算の対象期間のみに止まり、その後は日額3,200円（非課税）の支払いを受ける。
 - ③ 「外泊」には、利用者の親戚の家における宿泊、子供又は家族と旅行に行く場合の宿泊等も含む。
 - ④ 又、入院・外泊期間中に、当該室入居者の同意があれば、そのベッドを短期入所生活介護に活用することができるものとする。但し、この場合、入院・外泊時の費用（施設サービス利用

料及び居住費)は算定できない。

- (3) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用：実費相当額
- (4) 理美容料：実費相当額
- (5) 施設サービスで提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの
 - ① 入居者の希望によって提供する日常生活に必要な身の回り品の費用：実費相当額
 - ② 入居者の嗜好や個別の希望に応じて提供する教養娯楽費用：実費相当額
 - ③ 各種予防接種に係る費用：実費相当額
 - ④ 外部のクリーニング店に取り次いだ場合の私物の洗濯代：実費相当額
 - ⑤ 面会者等が宿泊する場合の貸し寝具代：1組1日につき100円(税込)
 - ⑥ 預り金の出納管理費用：1か月につき500円(非課税)
 - ⑦ その他
- 3 前第1項及び第2項に定める額の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
- 4 第2項の額が変更となった場合及び新たに費用の徴収が必要となった場合などは、その都度、利用者又はその家族に対し説明し、同意を得るものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 入居者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 入居者は、この運営規程の定めるところにより、職員の指導・指示に従うこと。
- (2) 入居者が正当な理由なしに指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき、事業所は、その旨を保険者(長岡市等の該当市区町村)へ通告する。
- (3) 入居者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき、事業所は、その旨を保険者(長岡市等の該当市区町村)へ通告する。
- (4) 入居者は、以下の事項を守らなければならない。
 - ① 事業所内において、政治活動、宗教活動、物品販売及び類似行為を行ってはならない。
 - ② 入居にあたり、指定の物品を持参し、紛失しないよう氏名を記載するなどして注意すること。又、事業所内に危険物を持ち込んで서는ならない。
 - ③ 指定された居室は、勝手に変更してはならない。
 - ④ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、居室の変更に協力しなければならない。
 - ⑤ 所持金その他の貴重品については、入居者の保管を原則とするが、管理しがたい場合については、施設長に申し出て、有償にて保管を依頼することができる。
 - ⑥ 外出、外泊しようとするときは、あらかじめ外出、外泊届を提出し、施設長又は責任者の承認を得なければならない。

(非常災害対策及び業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan))

第11条 事業所は防火管理者と協力し、以下の非常災害に関する具体的な対応計画を定める。

- 2 事業所は、火災、洪水や地震といった自然災害、その他の非常災害に際し、第一に入居者を安全な場所へ避難させると共に、入居者及び職員の人命の保護を図る。
- 3 事業所は、防災対策について、災害時対応マニュアルを策定し、計画的な防災訓練実施と設備改善を図り、特に「要配慮者」の安全確保に留意する。
- 4 事業所は、前項について、必要に応じ長岡市消防など地域関係機関・団体と連携し、消防訓練並びに風水害・地震訓練等を実施します。なお、消火・避難訓練は年2回以上実施するものとする。
- 5 事業所は、災害時の物資欠損に備え、事業所の生活に必要な食料・飲料水、生活必需品並びに燃料の備蓄に努める。
- 6 事業所は、スプリンクラー、自動火災報知機、避難階段、誘導灯などの防災設備は法令に準拠し設置・保守管理する。
- 7 事業所は、避難・救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努める。そのため、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、協力を得られる体制づく

くりを目指すものとする。

8 業務継続計画（BCP）の策定等

- (1) 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、入居者が継続して介護サービス等の提供を受けられるよう業務継続計画を策定するとともに、従業員に対して必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。
- (2) 業務継続計画には、以下の項目等を記載するものとする。
 - ① 感染症に係る業務継続計画
 - イ) 平時からの備え（体制整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
 - ロ) 初動対応
 - ハ) 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）
 - ② 災害に係る業務継続計画
 - イ) 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
 - ロ) 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
 - ハ) 他施設及び地域との連携
- (3) 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を従業員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。従業員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年 2 回以上）な研修を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施する。又、その内容についても記録する。なお必要に応じ、感染症の業務継続計画に係る研修と感染症の予防及び蔓延の防止のための研修を一体的に実施する。
- (4) 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき事業所内の役割分担の確保、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年 1 回以上）に実施するものとする。なお、必要に応じ感染症の業務継続計画に係る訓練と感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を一体的に実施する。訓練の実施は、机上及び実地で実施するものを適切に組合せながら実施するものとする。

（職員の研修及びハラスメント対策）

第 12 条 事業所は、社会的使命を十分に認識し、全ての職員に対し職員の資質向上並びに良質なサービス提供のため、以下のとおり研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1 1 ヶ月以内に実施
- (2) 継続研修 年に 5 回以上実施
- 2 上記にかかわらず、認知症介護に係る基礎的な研修は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除き、新卒・中途採用を問わず職員に受講させるものとする。
- 3 事業所は、運営法人と連携し「ハラスメントのない職場づくり、職場環境のさらなる改善」に向け、ハラスメント対策の強化及びサービスの質の向上の観点から、適宜「学習会の開催・防止規定の見直し・ハラスメント対策委員会の運営」を行う。又、適切かつ効果的に施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備するものとする。

（法令の遵守及び虐待の防止措置）

第 13 条 事業所は、「法令遵守に関する規程」を設け、その義務の履行を確保し、不適切な事案（虐待、誤った身体拘束、個人情報漏洩、誤った保険請求等）の発生を未然に防止すると共に、入居者の保護と人権の擁護及び介護サービス等の事業運営の適正化をはかるものとする。

- 2 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されている「虐待行為」は、下記である。
 - 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること
 - 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
 - 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理

的外傷を与える言動を行なうこと

□性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること

□経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

虐待は、高齢者虐待防止法の目的の一つである「高齢者の尊厳の保持」や「高齢者の人格の尊重」に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業所は虐待の防止のために必要な措置を講じるものである。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、高齢者虐待防止法に規定されているところであり、その実効性を高め入居者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じる。

- ・虐待の未然防止
- ・虐待の早期発見
- ・虐待等への迅速かつ適切な対応

以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会

「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会である。管理者を含む幅広い職種で構成し定期的に開催する。一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らず、個別の状況に応じて慎重に対応する。虐待防止検討委員会は、具体的には次の事項について検討する。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図るものとする。

イ) 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

ロ) 虐待の防止のための指針の整備に関すること

ハ) 虐待の防止のための従業者研修の内容に関すること

ニ) 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

ホ) 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

ヘ) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

ト) 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(2) 虐待の防止のための指針

事業所は、「高齢者虐待防止法」に基づき、虐待を防止するための対策及び発生した場合の対応等について、「虐待の防止のための指針」を整備するものとする。

(3) 虐待の防止のための従業者に対する研修

事業所は従業者に対し「虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発する」研修を年2回以上実施するとともに、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施し、虐待の防止の徹底を図るものとする。その内容については記録するものとする。

(4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

事業所における虐待防止体制として、「虐待防止検討委員会」の責任者が兼ねるものとする。

3 事業所は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守すると共に、当事業所における「個人情報保護方針と利用目的」及び「倫理・法令等遵守マニュアル」を整備し、適切な取り扱いに努める。

4 事業所は、「運営規程」や「個人情報保護方針と利用目的」等の重要事項について、事業所内に掲示又は入居者等の閲覧が可能な形で備え置く。

(個人情報の保護と秘密保持)

第14条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者の個人情報を外部へ漏らしてはならない。

この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。万一、漏洩ある場合、事業所は、当該職員を懲戒する。

- 2 事業所は、従業者としての雇用関係が終了した場合においても、正当な理由無く、その業務上知り得た個人情報を漏らすことがないように雇用契約時に「誓約書」を徴取するとともに指導教育を適宜行う。
- 3 事業所は、その個人情報を、原則、事業所での介護サービスの提供以外の目的で利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じ利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(身体拘束等の適正化)

第15条 事業所は、サービスの提供に当たり、車椅子やベッドに入居者の胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋を着ける、腰ベルトやY字型抑制帯を着ける、介護衣（つなぎ）を着せる、車椅子テーブルを付ける、ベッド柵を4本付ける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に投与する等、身体的拘束を原則として行わない。又、夜間帯を除き、事業所の玄関、出入口等の施錠による行動制限は行わない。

- 2 但し、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次の手順による。
 - ① 現場従業者は、やむを得ず身体拘束を行う状況にあることを事業所管理者に報告・相談する。
 - ② 事業所管理者は第3項に定める拘束要件に該当するか否かを慎重に検討し、必要と判断した場合、家族（利用契約書に定める、家族の総意を代表する主たる判断者）に連絡・説明する。
 - ③ ②の合意を得られたとき、入居者本人に、身体拘束を実際に行う現場職員又は管理者から身体拘束の説明を行う。
 - ④ 身体拘束を実施する。
 - ⑤ 上記の経過を記録する。
 - ⑥ 上記に至ったケアの経過・内容を見直す。＊（別紙）「身体拘束マニュアル」参照

なお、緊急等やむを得ない事情が改善された場合、すみやかに身体拘束を解除する。

- 3 前第2項に定める「緊急やむを得ない場合」とは、
 - ① 切迫性：入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 - ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

の3つの要件を満たす場合をいう。その判断は、身体拘束が入居者本人の心身等に重大な弊害を及ぼす恐れがあることに鑑み、慎重に行うものとする。万一、拘束実施の場合には、その態様及び時間を記録し、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

- 4 施設長は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
- 5 事業所は、職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施するとともに、別に新規採用時には必ず実施する。

(苦情等の解決)

第16条 事業所は、施設サービスに関する入居者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じ、その概要を入居者及び家族に文書により説明するものとする。

- 2 事業所は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行うものとする。
- 3 事業所は、入居者又は家族からの苦情に対して新潟県、長岡市等の該当市区町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力し、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、苦情を申し立てた入居者に対していかなる差別的な扱いも行わない。

(事故発生時及び医療ニーズへの対応)

第 17 条 事業所は、施設サービスの提供による事故の発生又は再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事故発生防止のためのガイドラインを整備すること。
 - (2) 事故又は事故に至る危険性がある事態が発生した場合、発生の実態及びその分析を通じた改善策を職員に周知徹底すること。
 - (3) 安全対策委員会により、職員に対する研修を適宜行うこと。
- 2 事業所は、事故が発生した場合には、速やかに入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要に応じ受診等必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録し、法令に沿い長岡市等へ報告するものとする。
- 4 事業所は、入居者の病状の急変等が生じた場合に備え、配置医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めるものとする。
- 5 事業所は、施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理及び感染症対策)

第 18 条 事業所は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。入居者への介護サービス等提供に使用する備品は清潔に保持し定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。又、空調設備等により事業所内の適温の確保等に努める。

- 2 事業所は、事業所内において感染症（特に新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、レジオネラ症対策）が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じるものとする。
- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のためのガイドライン（マニュアル・指針等）を整備する。
 - (2) 感染症対策委員会をおおむね3か月に1回以上定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知徹底する。
 - (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修・訓練を定期的（年2回以上）に開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施する。
 - (4) 感染症又は食中毒の発生が疑われる際に速やかな対応を行うための体制の整備、地域の医療機関との連携、有症者等の状況及び有症者等に講じた措置等の記録を行う。必要に応じて長岡市及び所轄保健所の指示を求める等により、まん延の防止に万全を期す。
 - (5) 日頃から職員の健康管理を徹底し、年1回以上の健康診断（夜勤従事職員は年2回）を受診させるものとする。職員や来訪者等の健康状態によっては入居者との接触を制限する等の措置を講じるとともに、入居者及び職員に対して手洗いやうがいを行わせる等衛生教育の徹底を図る。

(地域との連携)

第 19 条 事業所は、地域住民又はボランティア団体との連携及び協力を行う等、地域に開かれたものとして運営されるよう、地域との交流を図るものとする。

- 2 事業所は、入居者からの苦情に関して長岡市等が派遣する介護相談員を積極的に受け入れる等、行政関連部門との連携に努めるとともに、地域包括支援センター及び地域住民等の協力を得て長岡市等が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(その他運営にあたっての重要事項)

第 20 条 事業所は、提供するサービスの質について現状に満足することなく常に自己評価を行った上で、「外部評価」を原則3年ごとに受けそれらの結果を公表し、その結果を踏まえて総合的な業務改善等を行い、常にサービスの向上に努める。

- 2 運営規程の概要については、事業所内に別途掲示する。
- 3 本運営規程に定めのない重要事項については、虹のまち福祉会の役員会の同意を得て、事業所が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。 (新設)
- 2 この規程は、平成 30 年 6 月 11 日から施行する。 (第 11 条、第 15 条 変更)
- 3 この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。 (第 9 条：入院・外泊時の費用算定の追補)
- 4 この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。 (第 9 条：食事及び居室に要する費用の変更)
- 5 この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。 (第 5～7 条、第 11～15 条、第 17～18 条：増床及び令和 3 年度介護報酬改定により変更)
- 6 この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。 (第 9 条：居室に要する費用の変更)
- 7 この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。 (第 8 条：(9)栄養管理の充実の追加)
(第 8 条：(10)口腔衛生管理の強化の追加)
(第 9 条：食事の提供に要する費用の変更)
(第 18 条：修正追記)

